

株 主 各 位

兵庫県姫路市阿保甲576番地1
株式会社三機サービス
代表取締役社長 北 越 達 男

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、できる限り、書面による事前の議決権行使をいただき、本株主総会当日のご来場をお控えいただく、または、ご自身の体調をお確かめのうえ、感染防止にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。

書面により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年8月26日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年8月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市南駅前町100番 ホテル日航姫路3階 光琳の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第44期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

以 上

~~~~~  
◎ご入場の際等に検温、消毒及びマスク着用にご協力くださいますようお願い申し上げます。

会場の座席間隔を大きくあけており、座席数が限られております。満席となった場合、ご入場をお断りいたしますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化により、当日の株主総会運営に大きな変更がある場合には、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sanki-s.co.jp>）に掲載させていただきますので、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sanki-s.co.jp>）に掲載させていただきます。

当社は、本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sanki-s.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表も含まれております。

**株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

(添付書類)

## 事業報告

(2020年6月1日から  
2021年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経済活動が大きく制限されることとなり厳しい状況で推移しました。国内外で段階的な経済活動再開の動きが見られるものの、変異ウイルスの拡大やワクチン普及の遅れ等の懸念材料を抱えており、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当社グループを取り巻くメンテナンス業界におきましては、設備の維持管理コストを減少させるための省エネ提案や、突発的な故障の発生を減少させるための保全メンテナンスの要望が多くなってきており、また、当社グループが注力している小売業や飲食業を中心とした多店舗展開企業では、メンテナンス管理の一括アウトソーシング化のニーズも高まってきております。

このような環境下において、当社グループは、24時間365日稼働のコールセンターを核としたすべての設備機器を対象とするサービスを強みとして、社内に蓄積されたノウハウやデータに基づき突発的な修理不具合を未然に防止するための保全メンテナンスや機器入替、また、環境改善を考えた省エネ等の提案営業を行うことで、お客様の潜在的ニーズを掘り起こすことに注力してまいりました。

また、自社メンテナンスエンジニアの多能工化（各種空調機器をはじめとして、それに付随する設備や給排気設備等に幅広く対応できるようにする事）を推進することや新入社員・若手社員の早期育成を行うために、引き続き当社研修センターでの実機研修による人材育成を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、新たな大口顧客に対するサービスの提供開始及び既存顧客に対するメンテナンスサービスの提供範囲の拡大等による増加要因はあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により飲食業を中心に売上が減少したことや省エネ工事や新設、更新工事の伸び悩み等により11,525,334千円（前年同期比1.3%減）、売上原価8,896,479千円（前年同期比1.3%減）となりました。

また、販売費及び一般管理費は、新基幹システム導入に伴う減価償却費の増加等により、2,340,001千円（前年同期比3.7%増）となりました。これらの結果、当連結会計年度の営業利益は288,853千円（前年同期比29.0%減）となりました。

当連結会計年度の経常利益は293,942千円（前年同期比28.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、サンキーソナデジ株式会社の清算に伴う子会社清算損19,317千円を計上したこと等により175,795千円（前年同期比35.5%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は96,479千円であります。その主な内容は次のとおりであります。

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 基幹システム等のソフトウェアの取得      | 90,404千円 |
| 修理用工具の取得               | 2,516千円  |
| 営業拠点の開設、増床及び改修による資産の取得 | 2,347千円  |
| パソコン等の情報機器の取得          | 1,210千円  |

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,000,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 41 期<br>(2018年 5 月期) | 第 42 期<br>(2019年 5 月期) | 第 43 期<br>(2020年 5 月期) | 第 44 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年 5 月期) |
|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(千円)               | 11,148,841             | 11,050,444             | 11,679,180             | 11,525,334                          |
| 経 常 利 益(千円)             | 776,094                | 659,050                | 408,526                | 293,942                             |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(千円) | 527,149                | 431,271                | 272,534                | 175,795                             |
| 1株当たり当期純利益 (円)          | 93.76                  | 74.25                  | 46.33                  | 29.70                               |
| 総 資 産(千円)               | 4,735,467              | 4,522,017              | 4,847,313              | 5,093,592                           |
| 純 資 産(千円)               | 2,445,509              | 2,744,824              | 2,877,156              | 2,964,105                           |
| 1株当たり純資産 (円)            | 422.25                 | 470.38                 | 486.39                 | 498.87                              |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。

2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算定しております。

3. 各期の純資産増減額のうち、増資等による主なものは以下のとおりであります。

第41期 2018年4月 公募増資 333,402千円

第42期 2018年9月～2019年5月 新株予約権の行使 27,613千円

2018年10月 譲渡制限付株式の発行 8,636千円

第43期 2019年6月～2019年8月 新株予約権の行使 35,417千円

2019年10月 譲渡制限付株式の発行 8,195千円

第44期 2020年11月 譲渡制限付株式の発行 51,334千円

4. 第44期の状況につきましては、前記「(1) ① 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 41 期<br>(2018年 5 月期) | 第 42 期<br>(2019年 5 月期) | 第 43 期<br>(2020年 5 月期) | 第 44 期<br>(当事業年度)<br>(2021年 5 月期) |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)              | 10,868,450             | 10,668,081             | 11,301,675             | 11,238,565                        |
| 経 常 利 益(千円)            | 773,006                | 665,601                | 443,849                | 303,145                           |
| 当 期 純 利 益(千円)          | 524,723                | 436,890                | 277,333                | 176,047                           |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 93.33                  | 75.22                  | 47.14                  | 29.74                             |
| 総 資 産(千円)              | 4,660,706              | 4,417,571              | 4,764,102              | 5,068,580                         |
| 純 資 産(千円)              | 2,431,682              | 2,737,360              | 2,868,410              | 2,961,825                         |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)     | 419.87                 | 469.10                 | 486.51                 | 498.48                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。  
2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名          | 所 在 地         | 資 本 金   | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|----------------|---------------|---------|---------|---------------|
| 上海三機大樓設備維修有限公司 | 中国上海市浦東<br>新区 | 600千米ドル | 100.0%  | メンテナンス事業      |

(注) 当社代表取締役社長 北越達男氏が董事長（代表取締役）を兼務しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループには、設立当初よりメーカー指定店としての「空調メンテナンスサービス」と、そこで培われた技術力をもとに、直接お客様を開拓して空調機器も含めた施設の付帯設備のメンテナンスを一括で受託し、ファシリティーマネジメントを行い施設の資産価値を高める「トータルメンテナンスサービス」、そしてインバータ化等、環境改善にも貢献する「省エネサービス」があります。今後、当社グループがさらなる成長を遂げるためには、24時間・365日稼働しているコールセンターに蓄積された技術力やメンテナンスノウハウを活かすことにより事業拡大を図るとともに、基幹システムによる業務プロセスの改善等により、業務効率化を進め、利益率を向上させることが必要となります。そのため、次の項目を当社の対処すべき課題として認識しております。

##### ① トータルメンテナンスサービスの品質向上

トータルメンテナンスサービス事業の成長を図るためには、コールセンター及び事業部門の効率化と品質向上が不可欠です。そのために、コールセンターのオペレーターの知識・対応力向上のための徹底した教育・指導を継続的に行ってまいります。また、多様なメンテナンスサービスを迅速に提供するために管理業務等の標準化も行っております。さらに、当社は全国のパートナーとの連携によりサービスを提供しておりますが、サービスの品質・顧客の満足度向上のためには、パートナーの新規開拓及びサービスレベルの維持・向上が重要な経営課題であると認識しております。パートナーの新規開拓を行う専属部署を中心に、継続してパートナーの技術力やサービス品質の確認や教育等を実施することにより、今後もサービスレベルの向上に努めてまいります。

##### ② 新たな環境ビジネスの創出

当社グループは、空調の省エネ化に関する専門的なノウハウを有していますが、今後は省エネ商材の範囲を拡大し、環境・省エネビジネスの事業拡大を図ることが課題であると認識しております。そのために、環境・省エネビジネスを他企業とのアライアンスなどを通じて空調以外の設備機器やメンテナンスから派生する設備全体の省エネ化に関する領域にも広げ、当社グループの新たな成長ドライバーにしていきたいと考えております。

##### ③ サービス内製化の強化

当社グループは、利益率向上や事業拡大のために、多種多様な設備機器に関するメンテナンスノウハウの向上を図る必要があります。当社研修センターでは、メンテナンスの技術研修を行うための実機を設置し、社内のメンテナンスエンジニアのレベルに応じた研修・指導を行っております。人材育成を行うと同時に、特定の設備機器のみならず多種の設備機器を扱うことができる多能工化を進め、さらなる事業拡大を図ってまいります。

#### ④ 営業体制の強化

当社グループのお客様は、多店舗・多棟展開企業である小売業、飲食業、イベント施設、医療・介護・福祉施設と多岐にわたっており、それぞれのお客様のニーズを的確に把握できる専門知識の高い営業力が必要となります。そのために、部門ごとに分かれていた営業組織を集約し、空調メンテナンスサービスや、トータルメンテナンスサービス、省エネビジネスといった、複数のサービス提案ができる営業体制を強化してまいります。また、法人への大口取引の提案や既存顧客への折衝を主な業務とする部門を新設し、提案先の業界構造や課題を分析しターゲットを明確化することで、お客様のニーズや課題を的確に捉えソリューション活動を推進し、お客様満足度を向上させてまいります。

#### ⑤ ITシステムの競争力の強化

当社グループは、システムにより店舗構造や業態により課題が異なるトータルメンテナンスサービスの情報を一元管理し、メンテナンスサービスの品質の向上や省エネ提案の強化を行い、管理業務の効率化を図ることが重要課題であると認識しております。今後も必要なIT投資を行い、競合他社との差別化を図ってまいります。

#### ⑥ 海外事業収益力の強化

当社は、国内で蓄積されたメンテナンスノウハウや省エネ提案を海外へ展開することで、新たな市場でシェアを広げていく必要があると考えております。そのために、経営資源を管理することで最適な資源配分を行うとともに、顧客基盤の開拓やアライアンスを通じた新商材開発などの事業支援を行ってまいります。

#### ⑦ 人事制度改革

当社は、メンテナンスエンジニアを中心とした労働集約型のビジネスであり、当社の企業理念を具現化でき、付加価値が高いサービスを提供できる優秀なエンジニアを多く確保することは、重要な経営戦略の一つであると認識しております。社員のエンゲージメントが高く優秀な人材が集まる企業を目指し、第45期より公平かつ戦略的な人事制度を導入してまいります。

#### ⑧ 内部管理体制の強化

当社グループでは、企業規模に応じた内部管理体制を整備し、機能させることが重要であると認識しております。金融商品取引法の観点から内部管理体制の強化に努め、コンプライアンス機能の強化や業務マニュアルの整備等を行ってまいりました。今後、業容拡大に応じて業務の効率性・有効性の改善をより進めるためにも、内部管理体制のさらなる強化を推進してまいります。



(5) 主要な事業内容 (2021年5月31日現在)

| 事業区分     | 主要な内容         |
|----------|---------------|
| メンテナンス事業 | 各種設備機器のメンテナンス |

(6) 主要な事業所 (2021年5月31日現在)

| 名称                    | 所在地      |
|-----------------------|----------|
| 本社                    | 兵庫県姫路市   |
| 東京センター                | 東京都江東区   |
| 横浜センター                | 川崎市多摩区   |
| 静岡センター                | 静岡市駿河区   |
| 浜松センター                | 浜松市南区    |
| 東海センター                | 名古屋市中川区  |
| 大阪センター                | 大阪府吹田市   |
| 神戸センター                | 神戸市長田区   |
| 姫路センター                | 兵庫県姫路市   |
| 札幌センター                | 札幌市東区    |
| 埼玉営業所                 | 埼玉県鴻巣市   |
| 福岡営業所                 | 福岡市博多区   |
| 江坂営業所                 | 大阪府吹田市   |
| 和歌山営業所                | 和歌山県和歌山市 |
| 子会社<br>上海三機大樓設備維修有限公司 | 中国上海市    |

(注) 当社における「センター」は各地域の営業拠点であります。

(7) 使用人の状況 (2021年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況 354 (66) 名 (前期比20名減 (9名増))

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。  
2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 331 (66) 名 | 2名減 (9名増) | 41.4歳 | 11.4年  |

- (注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年5月31日現在)

| 借入先         | 借入金残高     |
|-------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 170,000千円 |
| 株式会社みなと銀行   | 86,664千円  |
| 株式会社三井住友銀行  | 85,006千円  |
| 株式会社京都銀行    | 44,169千円  |

- (注) 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入限度額1,000,000千円のコミットメントライン契約を株式会社三菱UFJ銀行と締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,943,485株
- ③ 株主数 7,381名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                            | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------|----------|---------|
| 株 式 会 社 中 島 産 業                                  | 975,000株 | 16.4%   |
| 光 通 信 株 式 会 社                                    | 535,200株 | 9.0%    |
| 中 島 諒 子                                          | 329,500株 | 5.5%    |
| 三 機 サ ー ビ ス 従 業 員 持 株 会                          | 274,487株 | 4.6%    |
| 野 村 證 券 株 式 会 社                                  | 263,156株 | 4.4%    |
| 中 島 薫 子                                          | 225,000株 | 3.8%    |
| シ ン メ ン テ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社                | 180,000株 | 3.0%    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 ) | 168,300株 | 2.8%    |
| 中 島 義 兼                                          | 168,050株 | 2.8%    |
| 株 式 会 社 兵 庫 機 工                                  | 150,000株 | 2.5%    |

(注) 持株比率は自己株式 (1,789株) を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2021年5月31日現在)

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                        |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 中 島 義 兼 |                                                                                     |
| 代表取締役社長   | 北 越 達 男 | 経営管理本部本部長兼上海三機大樓設備<br>維修有限公司董事長                                                     |
| 取 締 役     | 桑 田 始   | 株式会社JECC代表取締役社長<br>日本教育情報機器株式会社<br>代表取締役社長<br>株式会社コア社外取締役 (監査等委員)                   |
| 取 締 役     | 笹 尾 佳 子 | 日本国土開発株式会社常務執行役員<br>構造改革推進室人財戦略担当兼働き方改<br>革推進室長<br>日本コーポレートガバナンス研究所アド<br>バイザリーボード委員 |
| 常 勤 監 査 役 | 菅 沼 博 之 |                                                                                     |
| 監 査 役     | 北 岡 昭   | 北岡税理士事務所所長                                                                          |
| 監 査 役     | 荻 野 正 和 | たつの法律事務所所長                                                                          |

- (注) 1. 取締役桑田始氏及び取締役笹尾佳子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役菅沼博之氏、監査役北岡昭氏及び監査役荻野正和氏は、社外監査役であります。
3. 監査役北岡昭氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役桑田始氏、取締役笹尾佳子氏、常勤監査役菅沼博之氏、監査役北岡昭氏及び監査役荻野正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中に辞任した取締役は、次のとおりであります。

| 氏名    | 辞任時の会社における地位 | 辞任時の会社における担当 | 辞任日         |
|-------|--------------|--------------|-------------|
| 多田 維弘 | 取締役          | 事業本部本部長      | 2020年12月31日 |

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役、及び社外監査役のうち北岡昭氏、荻野正和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条3条第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害補償金及び争訟費用を補填することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償や被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求は上記保険契約によっても補填されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の全ての取締役、監査役及び管理職従業員（執行役員含む）であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合い及び従業員賞与目標支給月数の達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、7月に支給する。業績連動報酬等は、基本報酬の0%～20%の幅で支給額を決定する。目標となる業績指標とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

c. 非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的としております。株式報酬の支払時期、付与する株式数等は、譲渡制限付株式報酬規程に定められてお

り、最終的な各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定しております。なお、発行できる普通株式の総数は年30,000株以内となっております。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合は、業績連動報酬等と業績連動報酬等以外の報酬等の支給割合の決定方針について、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針としております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬等が基本報酬の20%の場合、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝8：1.5：0.5となります。

(注)業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とし、取締役会にて役位に応じて決定された上限と下限の範囲内において決定する。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

なお、株式報酬は、譲渡制限付株式報酬規程に定められた方法により算定されるが、最終的に取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |             |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|---------------------|--------------------|-------------|--------------|-----------------------|
|                    |                     | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等   |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 85,049<br>(13,200)  | 83,000<br>(13,200) | －<br>(－)    | 2,048<br>(－) | 7<br>(2)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 15,800<br>(15,800)  | 15,800<br>(15,800) | －<br>(－)    | －<br>(－)     | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 100,849<br>(29,000) | 98,800<br>(29,000) | －<br>(－)    | 2,048<br>(－) | 10<br>(5)             |

- (注) 1. 上表には、2020年8月28日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び2020年12月31日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式はありません。

3. 取締役の報酬限度額は、2017年8月29日開催の第40期定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年8月28日開催の第29期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の監査役の員数は、1名（うち、社外監査役は1名）です。
5. 取締役会は、代表取締役社長北越達男氏に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2018年8月28日開催の第41期定時株主総会決議に基づき、2020年8月28日開催の第43期定時株主総会終了の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 2名 5,659千円

（上記金額は、過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額であります。）

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区 分   | 氏 名     | 主な兼職先会社名                           | 兼職の内容                                                |
|-------|---------|------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 桑 田 始   | 株式会社JECC<br>日本教育情報機器株式会社<br>株式会社コア | 代表取締役社長<br>代表取締役社長<br>社外取締役（監査等委員）                   |
| 取 締 役 | 笹 尾 佳 子 | 日本国土開発株式会社<br><br>日本コーポレートガバナンス研究所 | 常務執行役員<br>構造改革推進室人財戦略担当<br>兼働き方改革推進室長<br>アドバイザーボード委員 |
| 監 査 役 | 北 岡 昭   | 北岡税理士事務所                           | 所長                                                   |
| 監 査 役 | 荻 野 正 和 | たつの法律事務所                           | 所長                                                   |

(注) 当社と社外取締役及び社外監査役の兼職先との間には、特別の関係はありません。



ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況並びに社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要

| 区 分 | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                                     |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 桑 田 始   | 当事業年度に開催された取締役会15回（定時12回、臨時3回）全てに出席いたしました。経済産業省に入省の後、多様な部門を経て要職を務められた後、一般産業界においてグローバルビジネス部門のマネジメントを通じて企業経営全般の経験を持ち、その幅広い見地から、経営活動に必要な発言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                   |
| 取締役 | 笹 尾 佳 子 | 当事業年度に開催された取締役会15回（定時12回、臨時3回）全てに出席いたしました。様々な分野の企業経営を通じて培われた高い見識と豊富な知見により、経営活動に必要な発言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                      |
| 監査役 | 菅 沼 博 之 | 当事業年度に開催された取締役会15回（定時12回、臨時3回）全てに出席いたしました。人事・経営管理並びに内部監査に精通し主に管理部門の役員を経験した専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。<br>また、当事業年度に開催された監査役会26回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。 |
| 監査役 | 北 岡 昭   | 当事業年度に開催された取締役会15回（定時12回、臨時3回）全てに出席いたしました。税理士として税務、財務及び会計に精通した専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。<br>また、当事業年度に開催された監査役会26回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。             |

| 区 分 | 氏 名     | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                                                                                                                                                                |
|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 荻 野 正 和 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回（定時12回、臨時3回）のうち14回（定時12回、臨時2回）に出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会26回のうち25回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。</p> |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 30,600千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,600千円  |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に掛かる追加報酬5,800千円を支払っております。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）を整備し運用することが経営上の重要な課題であると考え、以下の基本方針を決定し、業務の適正、有効性及び効率性を確保する体制を整備しております。

イ. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社の企業理念を『ミッション』・『ビジョン』・『バリュー』の3つの要素で構成し制定しています。

#### ■ミッション

空間インフラのもと快適・ずっと安心を提供すること

#### ■ビジョン

国内はじめ東南アジアにおいて、安心・快適な空間のインフラを技術・データ・ITでプロデュースする会社

#### ■バリュー

社員一人ひとりがオーナーシップと勇気・挑戦の心と他者への尊敬の念を胸にして、ひたむきに仕事に向き合い、ステークホルダーの幸せに貢献する

- ・コンプライアンス規程を定め、研修等により意識向上の徹底に努めています。
- ・内部通報規程を定め、不正行為等の早期発見と是正に努めています。
- ・反社会的勢力対応要領を定め、反社会的勢力の排除に努めています。

これらの取り組みにより、職務の執行が法令及び定款に適合することが確保できると考えています。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は文書管理規程により適切に保存及び管理を行うこととされています。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の取締役等の職務執行に関する事項は毎月行われる取締役会にて報告を受けております。

ニ. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険性に関する分析や検討・対策を行うためのリスクマネジメント委員会を毎年実施することとしています。また、これらの実施内容や方法をまとめたリスク管理規程を定めています。

- ホ. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
中期経営計画・単年度の経営計画を作成します。これをベースに毎月、計画と実績の検証を行います。また、組織規程や決裁権限基準を定めることにより、迅速かつ適切な意思決定が行える体制を構築しています。
- ヘ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社だけでなく子会社でも法令遵守及び効率的な職務の執行が行えるよう子会社管理に関する諸規程を定めています。また、当社内部監査室は子会社を含めた内部監査を実行し、問題点は改善指示を出し、改善を完了することとしています。
- ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
常勤監査役は、内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。また、使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し配置することとしています。
- チ. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は職務を補助すべき使用人の任命・評価・異動及び懲戒は監査役会の意見を徴してこれを尊重します。
- リ. 監査役は補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は監査規程において、補助使用人に対する指揮命令権、補助使用人の人事異動等に関する監査役の同意権及び監査役は補助業務への従事体制の確保等について定めております。
- ヌ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
法令に定められるものの他に重要会議への監査役の出席、内部監査室との連携により情報を共有し、また監査役に報告を求められた場合は、適切に報告をすることとしています。
- ル. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
現在、子会社の取締役は当社の取締役が兼務し、毎月取締役会で監査役に報告されており、適正に監査できる状態にあります。また、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、使用人による違法又は不正な行為を発見したときは、速やかに当社の監査役に適切な報告を行います。また、子会社の重要会議に監査役が出席することで適時に情報提供が行われております。

ワ. 前記ヌ. ル. における報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役監査規程において、重要な情報が監査役にも提供されているか及び前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認すると定めております。

ウ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行上に生じる費用の扱い等は、すべて、要請どおり対応しております。また債務の処理に係る方針については、現状は該当すべき事項はありません。

カ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の権限、重要な会議への出席、取締役への改善指示の報告など、監査が実効的に行えるよう監査役監査規程を定めています。

ヨ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備の状況

i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力対応要領において反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、断固とした姿勢で対応することを規定しています。

ii. 反社会的勢力排除に向けた整備の状況

(a) 当社は、反社会的勢力対応要領、その他の規程を整備し、反社会的勢力排除に向けた行動指針を示すことで、その徹底を図っており、具体的には次のとおりの体制を整備しています。

- ・反社会的勢力に対する対応としては、新規取引の開始時において、企業情報をもとに記事検索調査媒体を活用し、調査しています。また、継続的取引先においても、年1回定期調査をしています。
- ・反社会的勢力と関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力の基準を明確にし、契約書又は覚書を締結しています。

(b) (公財)暴力団追放兵庫県民センターの賛助会員になり、また暴力団追放協力事業所登録をしています。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

財務報告の有効性に関する評価並びに各部署における業務処理統制の状況については、内部監査室が計画的に実施する業務処理統制監査において検証を行い、法令遵守の状況については、常勤監査役と内部監査室が連携して計画的あるいは抜き打ち的に実施する内部監査活動により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として取締役会に報告を行っております。

コンプライアンス体制は、企業倫理綱領を制定し、取締役及び使用人の倫理観の向上を図っております。また、新入社員研修やオンデマンド研修の中で重要な課題を設定し従業員にコンプライアンス研修を行っております。

リスク管理体制は、リスク管理規程に基づきリスクマネジメント委員会において、事業継続におけるリスクを洗い出し、発生可能性やリスクレベル等を審議しております。

主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役から要求された重要案件の資料は共有するとともに、随時ミーティングにおいて情報交換を行っております。

## 連結貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>      |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,958,183</b> | <b>流動負債</b>        | <b>1,489,538</b> |
| 現金及び預金          | 1,880,757        | 工事未払金              | 767,448          |
| 受取手形及び売掛金       | 1,750,035        | 1年内返済予定の長期借入金      | 89,992           |
| 未成工事支出金         | 33,579           | リース債務              | 14,801           |
| 原材料及び貯蔵品        | 37,503           | 未払法人税等             | 60,970           |
| 有価証券            | 54,986           | 賞与引当金              | 110,000          |
| その他             | 202,219          | その他                | 446,325          |
| 貸倒引当金           | △898             | <b>固定負債</b>        | <b>639,948</b>   |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,135,408</b> | 長期借入金              | 295,847          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>334,226</b>   | リース債務              | 13,383           |
| 建物及び構築物         | 218,771          | 退職給付に係る負債          | 161,193          |
| 機械装置及び運搬具       | 121              | 資産除去債務             | 18,453           |
| 工具、器具及び備品       | 5,995            | 長期未払金              | 150,885          |
| 土地              | 93,797           | その他                | 185              |
| リース資産           | 15,539           | <b>負債合計</b>        | <b>2,129,486</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>356,964</b>   | <b>(純資産の部)</b>     |                  |
| ソフトウェア          | 341,850          | <b>株主資本</b>        | <b>2,967,327</b> |
| リース資産           | 9,526            | 資本金                | 616,652          |
| その他             | 5,586            | 資本剰余金              | 502,152          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>444,217</b>   | 利益剰余金              | 1,848,796        |
| 投資有価証券          | 111,640          | 自己株式               | △274             |
| 長期前払費用          | 135,282          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△3,221</b>    |
| 退職給付に係る資産       | 1,199            | その他有価証券評価差額金       | △1,735           |
| 繰延税金資産          | 132,867          | 為替換算調整勘定           | △1,485           |
| その他             | 68,148           | <b>純資産合計</b>       | <b>2,964,105</b> |
| 貸倒引当金           | △4,921           | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>5,093,592</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,093,592</b> |                    |                  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

( 2020年6月1日から  
2021年5月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 額          |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 11,525,334 |
| 売上原価            |         | 8,896,479  |
| 売上総利益           |         | 2,628,855  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,340,001  |
| 営業利益            |         | 288,853    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 1,587   |            |
| 受取配当金           | 1,324   |            |
| 受取手数料           | 1,101   |            |
| 受取家賃            | 2,223   |            |
| 受取替差益           | 1,154   |            |
| その他             | 2,107   | 9,498      |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 2,148   |            |
| 租税公課            | 125     |            |
| 株式報酬費用          | 1,575   |            |
| その他             | 561     | 4,409      |
| 経常利益            |         | 293,942    |
| 特別損失            |         |            |
| 子会社清算損          | 19,317  | 19,317     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 274,624    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 127,109 |            |
| 法人税等調整額         | △21,111 | 105,998    |
| 当期純利益           |         | 168,626    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |         | 7,168      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 175,795    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年6月1日から  
2021年5月31日まで )

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |         |           |         |           |
|------------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|                              | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高                  | 590,985 | 476,485 | 1,820,399 | △274    | 2,887,595 |
| 当連結会計年度変動額                   |         |         |           |         |           |
| 新株の発行                        | 25,667  | 25,667  |           |         | 51,334    |
| 剰余金の配当                       |         |         | △147,397  |         | △147,397  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |         |         | 175,795   |         | 175,795   |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額(純額) |         |         |           |         |           |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 25,667  | 25,667  | 28,397    | -       | 79,731    |
| 当連結会計年度末残高                   | 616,652 | 502,152 | 1,848,796 | △274    | 2,967,327 |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                                 | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------|-----------------------|--------------|---------------------------------|------------------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換算<br>調整勘定 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |                  |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | △15,167               | △4,743       | △19,910                         | 9,471            | 2,877,156 |
| 当連結会計年度変動額                   |                       |              |                                 |                  |           |
| 新株の発行                        |                       |              |                                 |                  | 51,334    |
| 剰余金の配当                       |                       |              |                                 |                  | △147,397  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |                       |              |                                 |                  | 175,795   |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額(純額) | 13,431                | 3,257        | 16,688                          | △9,471           | 7,217     |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 13,431                | 3,257        | 16,688                          | △9,471           | 86,948    |
| 当連結会計年度末残高                   | △1,735                | △1,485       | △3,221                          | -                | 2,964,105 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,912,483</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,471,252</b> |
| 現金及び預金          | 1,848,957        | 工事未払金           | 760,710          |
| 受取手形            | 460,144          | 1年内返済予定の長期借入金   | 89,992           |
| 売掛金             | 1,276,642        | リース債務           | 10,432           |
| 未成工事支出金         | 33,579           | 未払金             | 123,909          |
| 原材料及び貯蔵品        | 37,503           | 未払費用            | 99,399           |
| 有価証券            | 54,986           | 未払法人税等          | 60,970           |
| 前払渡り金           | 87,955           | 未払消費税等          | 58,058           |
| 前払費用            | 54,655           | 前受り金            | 140,443          |
| その他の金           | 58,233           | 預り金             | 7,633            |
| 貸倒引当金           | △174             | 賞与引当金           | 110,000          |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,156,097</b> | その他の            | 9,702            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>332,543</b>   | <b>固定負債</b>     | <b>635,502</b>   |
| 建物              | 214,001          | 長期借入金           | 295,847          |
| 構築物             | 4,770            | リース債務           | 9,022            |
| 機械及び装置          | 121              | 退職給付引当金         | 161,193          |
| 工具、器具及び備品       | 5,301            | 資産除去債務          | 18,453           |
| 土地              | 93,797           | 長期未払金           | 150,885          |
| リース資産           | 14,550           | その他の            | 100              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>344,988</b>   | <b>負債合計</b>     | <b>2,106,755</b> |
| 特許権             | 295              | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 商標権             | 99               | <b>株主資本</b>     | <b>2,963,561</b> |
| ソフトウェア          | 341,574          | 資本金             | 616,652          |
| リース資産           | 2,946            | 資本剰余金           | 502,152          |
| 電話加入権           | 72               | 資本準備金           | 502,152          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>478,566</b>   | <b>利益剰余金</b>    | <b>1,845,031</b> |
| 投資有価証券          | 111,640          | 利益準備金           | 20,000           |
| 出資金             | 10               | その他利益剰余金        | 1,825,031        |
| 関係会社出資金         | 28,448           | 別途積立金           | 20,000           |
| 破産更生債権等         | 4,921            | 繰越利益剰余金         | 1,805,031        |
| 長期前払費用          | 135,282          | <b>自己株式</b>     | <b>△274</b>      |
| 前払年金費用          | 1,199            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>△1,735</b>    |
| 敷金及び保証金         | 49,915           | その他有価証券評価差額金    | △1,735           |
| 繰延税金資産          | 137,836          | <b>純資産合計</b>    | <b>2,961,825</b> |
| その他の            | 14,232           | <b>負債・純資産合計</b> | <b>5,068,580</b> |
| 貸倒引当金           | △4,921           |                 |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,068,580</b> |                 |                  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2020年 6 月 1 日から )  
( 2021年 5 月 31 日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額          |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 11,238,565 |
| 売 上 原 価                 |         | 8,692,925  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 2,545,639  |
| 営 業 業 外 収 益             |         | 2,245,858  |
| 営 業 外 収 益               |         | 299,780    |
| 受 取 利 息                 | 1,149   |            |
| 受 取 配 当 金               | 1,324   |            |
| 受 取 手 料                 | 1,101   |            |
| 受 為 取 替 家 賃             | 2,223   |            |
| 雑 収 益                   | 130     |            |
| 営 業 外 費 用               | 926     | 6,855      |
| 支 払 利 息                 | 1,448   |            |
| 租 税 公 課                 | 125     |            |
| 減 価 償 却 費               | 341     |            |
| 株 式 報 酬 費 用             | 1,575   | 3,490      |
| 経 常 利 益                 |         | 303,145    |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 子 会 社 清 算 損 益           | 22,673  | 22,673     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 280,472    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 126,623 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △22,198 | 104,425    |
| 当 期 純 利 益               |         | 176,047    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2020年 6 月 1 日から )  
( 2021年 5 月 31 日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |               |           |                 |               |           |               | 自 株 | 己 式       | 株 主 資 本 合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|---------------|-----------|-----------------|---------------|-----------|---------------|-----|-----------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 |                 |               |           | 利 益 剰 余 金 合 計 |     |           |             |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               |           |               |     |           |             |
|                         |         |           |               |           | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 剰 余 金 |           |               |     |           |             |
| 当 期 首 残 高               | 590,985 | 476,485   | 476,485       | 20,000    | 20,000          | 1,776,381     | 1,816,381 | △274          |     | 2,883,577 |             |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額       |         |           |               |           |                 |               |           |               |     |           |             |
| 新 株 の 発 行               | 25,667  | 25,667    | 25,667        |           |                 |               |           |               |     | 51,334    |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |               |           |                 | △147,397      | △147,397  |               |     | △147,397  |             |
| 当 期 純 利 益               |         |           |               |           |                 | 176,047       | 176,047   |               |     | 176,047   |             |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |               |           |                 |               |           |               |     |           |             |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計   | 25,667  | 25,667    | 25,667        | —         | —               | 28,649        | 28,649    |               | —   | 79,983    |             |
| 当 期 末 残 高               | 616,652 | 502,152   | 502,152       | 20,000    | 20,000          | 1,805,031     | 1,845,031 | △274          |     | 2,963,561 |             |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-------------------------|-----------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額 | ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | △15,167                 | △15,167         | 2,868,410 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額       |                         |                 |           |
| 新 株 の 発 行               |                         |                 | 51,334    |
| 剰 余 金 の 配 当             |                         |                 | △147,397  |
| 当 期 純 利 益               |                         |                 | 176,047   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 13,431                  | 13,431          | 13,431    |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計   | 13,431                  | 13,431          | 93,415    |
| 当 期 末 残 高               | △1,735                  | △1,735          | 2,961,825 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年7月14日

株式会社三機サービス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 井 理 晃 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 口 信 吾 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三機サービスの2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三機サービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年7月14日

株式会社三機サービス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 井 理 晃 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 口 信 吾 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三機サービスの2020年6月1日から2021年5月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月14日

株式会社三機サービス 監査役会

社外監査役（常勤） 菅 沼 博 之 ④

社外監査役 北 岡 昭 ④

社外監査役 荻 野 正 和 ④

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び厳しい経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおり減配とさせていただきたいと存じます。

今後とも、事業の継続的な成長に向けて経営資源を集中し、引き続き株主の皆様へ安定した配当を実施できるよう全力で取り組んでまいります。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金15円（前期に比べ10円減配）といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は89,125,440円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年8月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制をより強化するために1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                                 | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                              | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | なか し ま よ し かね<br>中 島 義 兼<br>(1954年11月14日生)                                                                                                                                                                                                                                  | 1977年7月 当社設立<br>代表取締役社長<br>1998年8月 上海三機大樓設備維修有限公司設立董事長<br>2020年6月 取締役会長<br>2021年1月 代表取締役会長（現任） | 168,050株               |
|           | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中島義兼氏は、当社設立時より代表取締役社長を務め、最高経営責任者として当社グループの様々な経営課題に取り組むとともに、高いビジョンを持ち当社グループの成長を支え、強いリーダーシップを発揮して当社全般業務を担ってきました。2020年6月より会長として、より対外的な活動へも重点を置きつつ従来同様に当社経営にあたっております。これまでの実績から、同氏が代表取締役会長として経営全般における監督機能を果たすことが最適であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                |                        |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                     | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                      | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                             | 北 越 達 男<br><small>きた こし たつ お</small><br>(1974年1月29日生) | 1996年4月 当社入社<br>2004年6月 神戸センター所長<br>2007年6月 大阪センター所長<br>2008年6月 執行役員大阪センター所長<br>2012年3月 執行役員コールセンター長<br>2013年6月 執行役員経営企画部部長<br>2015年6月 執行役員管理本部長兼経営企画部部長<br>2015年8月 取締役管理本部本部長兼経営企画部部長<br>上海三機大樓設備維修有限公司監事<br>2019年6月 取締役経営管理本部本部長<br>2020年6月 上海三機大樓設備維修有限公司董事長 (現任)<br>2020年6月 代表取締役社長<br>2021年1月 代表取締役社長兼経営管理本部本部長 (現任) | 38,613株                |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>北越達男氏は、長年当社の基幹部門である大型空調機器部門等の事業部門の経験と人材の育成において先頭に立ちリードしてきました。その後、コールセンター部門の経験を経て、本社の管理部門の統括者として経営に携わっております。財務・経理・人事全般の経験を重ね、当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンス面の充実に向け、事業部門の経験を活かした幅広い専門知識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                        |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                       | 氏 名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                               | ※<br>越 智 玲 緒 奈<br>(1975年2月8日生) | 1993年4月 当社入社<br>2001年10月 東京事業開発部営業部長<br>2002年4月 東京事業開発部技術管理室長<br>2005年4月 コールセンター長<br>2008年6月 執行役員コールセンター長<br>2010年4月 執行役員東京サービス部長<br>2012年3月 上海三機大樓設備維修有限公司總經理<br>2012年9月 同社董事<br>2015年6月 執行役員トータルメンテナンス本部本部長<br>2015年8月 取締役トータルメンテナンス本部本部長<br>2017年6月 取締役メンテナンス本部本部長<br>2019年6月 取締役事業本部本部長<br>2020年8月 未来プロジェクト室シニアディレクター<br>2021年1月 常務執行役員事業本部本部長(現任) | 30,165株        |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>越智玲緒奈氏は、当社の業務の基幹部門である空調機器のメンテナンス技術を長年経験した後、複数の事業所で推進リーダーとして中枢の任務を果たし、長期にわたり執行役員として経営にも関与してきました。また、海外でも責任者としての業務経験があり、当社の企業理念の実現に、内外含めての経験が活かされるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4                                                                                                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)<br><br>菅 尾 佳 子<br>(1960年4月2日生) | 1984年4月 ㈱リクルート入社<br>2000年4月 ㈱リクルートスタッフィング出向<br>2004年4月 同社入社 マーケティングサポート1 部部长<br>2006年4月 東京電力㈱入社<br>2007年11月 東電パートナーズ㈱出向 常務取締役<br>2012年6月 同社代表取締役社長<br>2015年6月 ㈱レオパレス21社外取締役<br>2015年6月 シダックスビューティーケアマネジメント㈱<br>代表取締役社長<br>2017年4月 長谷川ホールディングス㈱(現 HITOWA<br>ホールディングス㈱) 執行役員<br>2017年4月 長谷川ソーシャルワークス㈱(現 HITOW<br>Aソーシャルワークス㈱) 代表取締役社長<br>2018年5月 日本国土開発㈱執行役員 働き方改革推進室長<br>2019年6月 同社常務執行役員 働き方改革推進室長<br>2019年8月 当社取締役(現任)<br>2020年4月 日本国土開発㈱常務執行役員 構造改革推進室<br>人財戦略担当兼働き方改革推進室長<br>2021年4月 日本コーポレートガバナンス研究所アドバイザ<br>リーボード委員(現任)<br>2021年6月 日本国土開発㈱常務執行役員 戦略本部副本部<br>長人財戦略担当兼働き方改革推進室長(現任) | 一株             |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>菅尾佳子氏は、様々な分野の企業経営を通じて培われた高い見識と豊富な知見より、当社の企業価値向上と経営戦略の推進・ビジョン実現を一層加速させられるものと考えております。また、働き方改革や女性の活躍推進等の経験が当社に有用な意見、助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |



| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                          | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>名<br>(生年月日)                                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5                                                                                                                                                                                  | ※<br>こ<br>小<br>ぼやし<br>林<br>あき<br>彰<br>ひろ<br>裕<br>(1957年12月18日生) | 1980年4月 西芝電機㈱入社<br>2003年4月 同社経営企画・情報システム部シニアマネジャー<br>2005年4月 同社調達部長<br>2008年4月 同社経営戦略部長<br>2010年4月 同社制御システム事業部長<br>2010年6月 同社取締役 制御システム事業部長<br>2013年6月 同社取締役 生産調達担当兼生産調達部長兼回<br>転機事業担当<br>2014年6月 東芝産業機器システム㈱取締役<br>2015年6月 同社取締役 生産調達担当兼生産調達部長<br>2016年3月 同社取締役 生産調達担当兼発電・産業システ<br>ム事業ユニット長兼生産調達部長<br>2016年4月 同社取締役 発電・産業システム事業ユニット<br>長兼関西支社長 | 一株             |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>小林彰裕氏は、西芝電機㈱において経営企画・事業戦略をはじめ幅広い分野で長年にわたり経営に携わり、豊富な経験と知見を有しております。当社の中期的な企業価値向上を目指すにあたり、同氏が持つ経験・見識が当社の意思決定の実効性向上に必要であると判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。</p> |                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 笹尾佳子氏及び小林彰裕氏は、社外取締役候補者であります。
4. 笹尾佳子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、笹尾佳子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。また、小林彰裕氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、笹尾佳子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、小林彰裕氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

7. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該会社で発生した法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実等

笹尾佳子氏は、2015年6月より株式会社レオパレス21の社外取締役に就任しておりましたが、2018年に、同社が施工した共同住宅の界壁の不備の事案、並びに、界壁、外壁及び天井が法定仕様に適合しない仕様となっていることが判明しました。同氏は、当該事案が判明するまで、当該事案を認識していませんでしたが、日頃からコンプライアンス遵守の視点に立った提言を同社取締役会等で行い、同社の法令遵守について注意喚起をしておりました。当該事案の判明後は、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策について提言を行うなど、コンプライアンス体制のさらなる強化に努め、その職責を適切に遂行し、同社の信頼回復に努めました。

### 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

当社は、2021年7月15日付「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」（以下、「本プラン導入プレス」といいます。）でお知らせのとおり、2021年7月15日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議しております。

本プランを有効とするためには、本プラン導入プレスに記載のとおり本株主総会での株主の皆様のご承認が必要となってまいりますので、本プランのご承認をお願いするものであります。

## 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### II. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

#### 1. 企業価値向上への取組み

##### ① 企業理念

当社の企業理念は『ミッション』・『ビジョン』・『バリュー』という3つの要素で構成されています。創業の原点であり、これからも不変である理念をもとに、社会に対して果たすべき使命（ミッション）、将来的な展望（ビジョン）、それらを実現するためのバリューを社員全員が共有・実践することで、永続的にその事業価値を発揮することができます。

##### ■ ミッション

空間インフラのもっと快適・ずっと安心を提供すること

##### ■ ビジョン

国内はじめ東南アジアにおいて、安心・快適な空間のインフラを技術・データ・ITでプロデュースする会社

## ■バリュー

社員一人ひとりがオーナーシップと勇気・挑戦の心と他者への尊敬の念を胸にして、ひたむきに仕事に向き合い、ステークホルダーの幸せに貢献する

### ② 当社の沿革・事業内容

当社は1977年の設立以来、三洋空調システムサービス株式会社（現パナソニック産機システムズ株式会社）のメーカーサービス指定店として、「大型空調機器の保守メンテナンス業」により、お客様の環境改善に寄与してまいりました。さらに2000年には、設備メンテナンスのアウトソーシングなどによる市場成長性を見据え、24時間365日稼働するコールセンタービジネスを核とした「トータルメンテナンス事業」を開始いたしました。「トータルメンテナンス事業」では、全国展開を行う飲食業や小売業を中心としたお客様の各店舗に設置されている空調機器に加えて、多岐にわたるメーカー、設備機器（厨房機器、電気設備、給排水設備等）などのメンテナンスを一括で受託するサービスを提供してきました。また、施設全体の保全・管理を請け負う、ファシリティーマネジメントなどを提供することでお客様の施設の資産価値を高め、事業の拡大を図ってまいりました。

その結果、2015年4月にJASDAQ市場に上場し、2016年4月に東証2部、また2017年4月には東証1部に指定変更を行い、現在では国内13の拠点に加え、2012年には中国・上海でも事業を展開しております。

### ③ 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、以下の点にあると考えております。

#### (1) 約200名の内製サービススタッフの技術と44年間に積み上げられたノウハウ

当社は創業以来、一貫して技術者の「内製化」にこだわっており、社内に蓄積された40年以上の技術ノウハウを活かし、お客様に快適・安心を提供し続けております。

設備の保守・トラブル対応のほか、近年益々重要視されつつある省エネニーズを捉え、ユーザーの視点に立った提案型営業を行う等、管理会社とは一線を画す対応力を内在しております。

#### (2) 日本全国24時間×365日 空調保守が可能な社内体制とパートナーネットワーク

24時間365日稼働の内製コールセンターを基点に、自社拠点及びパートナーネットワークを活用して、全国規模で迅速な対応が可能な体制を構築しております。

また、コールセンターで収集した一次データを、独自のITシステムを通じた分析に活用する等、コールセンターをはじめとした社内体制は、当社の提供価値の基盤となっております。

### (3) 健全な財務体質

当社は、企業価値向上のために安定した利益率の確保と財務体質の強化が必要であると認識しております。具体的には、売上高及び営業利益の継続的な伸長と営業利益率及びROEの上昇を目標とする経営指標を設定しております。

|        | 2018年5月期 | 2019年5月期 | 2020年5月期 | 2021年5月期 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 自己資本比率 | 51.6%    | 60.7%    | 59.2%    | 58.2%    |
| D/Eレシオ | 0.08倍    | 0.05倍    | 0.03倍    | 0.14倍    |

このように、いずれの指標も良好な水準を維持しており、健全な財務体質を築きつつ生産性を高め毎期安定した配当を維持できるよう企業価値向上を目指しております。

### ④ 企業価値のさらなる維持・強化のため施策

当社は上記の企業価値の源泉をさらに維持・強化するために、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

#### (1) 空調保守の技術とノウハウのさらなる蓄積と多能工化の推進

自社技術者が培った技術・ノウハウは暗黙知の形式をとることも多く、マニュアルによる標準化等を通じて、技術・ノウハウを「見える化」し、次世代への伝承を推進します。また、当社事業において特に高付加価値の分野での多能工化をさらに強化し、当社研修センターでの教育訓練を通じて技能習得を行うことで、生産性向上を目指してまいります。

#### (2) 地域特性にあった再現性の高い営業体制の確立とお客様業界エキスパートの育成による、よりお客様を理解した提案営業推進

当期より営業部門を首都圏、中部、近畿等のそれぞれの地域特性にあったサービスを提供できるような体制にし、個々に蓄積したお客様や業界特有のニーズを集約し、他のお客様へ展開することにより、より効果的な提案営業を推進できる体制となりました。お客様のニーズを的確に捉え、さらなる信頼をいただけるように、営業力の強化をさらに推進してまいります。

- (3) 新ITシステムを活用した業務の効率化によるお客様サービスレベルの向上とコスト削減  
2021年5月期に導入が完了した基幹システムの本格稼働により、当社において高付加価値の  
源泉となる複雑なオペレーションを効率化し、さらなる生産性向上とお客様への質の高い提  
案やサービス提供をしております。

## 2. コーポレート・ガバナンスについて

### ① コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築し「経営意思決定の迅速化」を  
図り、株主をはじめ社外に対して迅速で正確な情報発信を行う「透明かつ効率的な企業経営」  
を実践することにより、社会から信頼される会社となることをコーポレート・ガバナンスの基  
本方針としております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題の一つとして認識しており、  
その施策として取締役会の活性化、情報管理体制の強化及び法令遵守の徹底等を推進しており  
ます。

### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社では組織体制及び事業規模、並びに経営効率を踏まえ、コーポレート・ガバナンスが有  
効に機能する体制として、以下の会社の機関等を設置しております。

#### ・取締役会

取締役会は、取締役4名（うち社外取締役2名）で構成され、原則月1回開催し、必要に  
応じて臨時取締役会を開催しております。法令に定められた事項及び経営に関する重要事項  
の審議及び決議を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

#### ・監査役会

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、コーポレート・ガバナンス  
のあり方とその運営状況を監視し、適法性の観点から取締役の職務遂行状況を監査しており  
ます。また、各監査役が取締役会に出席し当社の意思決定等を監視し、必要に応じて意見を  
述べるなど、透明かつ公正な経営監視体制の強化を図っております。

#### ・コンプライアンス推進委員会

経営管理本部長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を開催し、行動指針や法令及  
び定款・社内規程に反する事態に備えるとともに、行動指針や法令遵守が社内風土として定  
着するよう指導・教育を行っております。

・リスクマネジメント委員会

適切なリスクマネジメントの実行が経営の重要課題であると認識しており、経営管理本部長を委員長として、当社グループの重要リスクの把握と影響度、対応策を協議することを目的としてリスクマネジメント委員会を四半期に1回以上開催しております。

当社は、経営の健全性及び透明性及び意思決定の迅速化を図るため、上記の企業統治体制を採用しております。

③ その他

現在当社は社外取締役2名、社外監査役3名を選任しており、その全員について東京証券取引所に対して「独立役員」として届け出ております。

上記のほか、当社は最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンスの取組みにつきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書 (<https://www.sanki-s.co.jp/ir/governance.html>) をご参照ください。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰ. 「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

当社の株主の状況は、2021年5月31日現在において、発行済株式総数の32.5%が当社役員及びその関係者（以下、「当社役員等」といいます。）によって保有されております。しかしながら、当社の株式は、その約6割は個人株主の皆様や外国法人等により保有されているため、当然のことながら流動性があります。現時点において当社役員等が保有している当社の株式についても、その権利の行使については個々の判断の基に行われており、また、今後の世代交代等により、各々の事情による譲渡、相続、その他の処分がなされることで、分散化が進んでいく可能性は否定できません。当社役員等の発行済株式総数に対する保有割合（以下、「持株比率」といいます。）は、東京証券取引所市場第一部指定直後の2017年5月31日時点の50.3%から、2018年4月に実施した公募による新株発行（200,000株）及び株式売出し（総数670,000株のうち当社役員等による



もの670,000株)等により、32.5%に低下しております。今後も事業遂行において発生する高い資金需要に対応するため、2018年4月に実施したような株式市場からの資金調達を選択する可能性もあることから、当社役員等の持株比率は低下することになり、より多くの株主及び投資家の皆様に当社の株式を保有していただく機会が増加することになりますが、その反面、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為が行われるおそれが高まることも否定できないと考えております。

なお、2021年5月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の5氏が就任する予定です。

## 3. 本プランの内容

### (1) 本プランに係る手続

#### ① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の（i）、（ii）又は（iii）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け
  - (ii) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
  - (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>8</sup>を樹立する行為<sup>9</sup>(ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)
- ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただくとともに、買付者等が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項全部証明書(又はそれらに相当するもの)並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 買付者等が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役(又はそれに相当する役職。以下同じ。)それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴
- (ハ) 買付者等が会社その他の法人である場合には、会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 買付者等が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者(持株割合又は出資割合上位10名)及び実質株主(出資者)の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 買付者等が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法
- (ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれらの主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
  - (iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>10</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）
- ③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日<sup>11</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会及び独立委員会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。ただし、当社取締役会及び独立委員会は、買付者等に対して合理的な範囲を超える本必要情報の開示を要求し、又は大規模買付等を断念させることを目的として、買付者等に対して延々と本必要情報の提供を求めるなど、本プランの主旨を逸脱するような運用は行わないことといたします。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか間接であるかは問いません。以下同じ。）、重要な子会社・関連会社、共同保有者<sup>12</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の氏名、職歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそ

- れが存する場合にはその概要)等を含みます。)
- (ii) 買付者等及びそのグループの内部統制システム(グループ内部統制システムを含みます。 )の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
  - (iii) 大規模買付等の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等及び関連する取引の実現可能性、並びに大規模買付等の後に当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及び理由を含みます。なお、大規模買付等の方法の適法性については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
  - (iv) 大規模買付等の対価の算定根拠(算定的前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
  - (v) 大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者(直接であるか間接であるかを問いません。))を含みます。 )の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容(資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、関連する取引の具体的内容)等を含みます。)
  - (vi) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。 )の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
  - (vii) 買付者等及びそのグループによる、当社の株式等の保有状況、当社の株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社の株式等の貸株、借株及び空売り等の状況
  - (viii) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。 )がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
  - (ix) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

- (x) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策（大規模買付等の後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- (xi) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (xii) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xiii) 大規模買付等に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外国為替及び外国貿易法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (xiv) 大規模買付等の後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (xv) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

当社取締役会は、大規模買付等の提案があった事実及び当社取締役会に提出された「意向表明書」、「情報リスト」については、速やかに独立委員会に提供します。独立委員会は、下記⑤「対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告」に従い、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しているか否かの判断、さらに、遵守した場合において、対抗措置の発動の是非又は対抗措置の発動のための株主総会招集について諮問することといたします。

また、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則の遵守を前提に独立委員会の意見も勘案し当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

なお、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、また、当社取締役会又は独立委員会が追加的に情報提供を求めたのに対し、買付者等から当該情報の提供が難しいことにつき合理的な説明がある場合には、追加的に求めた情報がすべて揃わない場合でも、買付者等との情報提供に関する交渉を終了し、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示し、次に述べる当社取締役会による評価・検討を開始することといたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

（i）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

（ii）その他の大規模買付等の場合には最大90日間

上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（i）又は（ii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

（i）買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合（買付者等から提出された情報が株主の皆様への判断並びに独立委員会の検討、評価及び意見形成の

ために必要な本必要情報として不十分であると合理的な根拠をもって判断される場合並びに独立委員会が定めた回答期限までに買付者等から追加情報が提出されなかった場合を含みます。)で、当社取締役会がその是正を書面により当該買付者等に対して要求した後5営業日(初日不算入)以内に当該違反が是正されない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行い、その理由も含め公表いたします。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。当社取締役会は、仮に当該大規模買付等に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示又は株主の皆様への説得等を行う可能性はありますが、原則として、大規模買付等に対する対抗措置の発動は行いません。買付者等の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙4「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げる事由により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、独立委員会は、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付することができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤「対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告」に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可

決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。株主意思確認総会における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### ⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥「取締役会の決議、株主意思の確認」の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### ⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥「取締役会の決議、株主意思の確認」に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦「対抗措置発動の停止」に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦「対抗措置発動の停止」に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以



後、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

### (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2021年7月15日から本定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2024年8月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

## 4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえており、2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. 「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付

者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

## (2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランを、株主の皆様の予見可能性を高め、適正な選択の機会を確保するために、その目的、具体的な内容、効果などについて事前に開示させていただいており、また、本定時株主総会において議案としてお諮りすることを併せて当社取締役会で決議しております。また、上記3.(3)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期限は本定時株主総会終結の時までであり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

## (3) 必要性・相当性確保の原則

### ① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2.「本プランの概要」に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

### ② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.「本プランの内容」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

### ③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(3)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響

### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3.(1)⑤「対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告」に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦「対抗措置発動の停止」に記載の手續等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続

は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

### 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
  - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更

- (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項  
各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴

独立委員会委員の略歴（五十音順）

荻野 正和 （おぎの まさかず）（1977年12月10日生）

2002年10月 弁護士登録

2006年11月 たつのひまわり基金法律事務所所長

2011年3月 たつの法律事務所所長（現任）

2015年4月 兵庫県弁護士会副会長

2015年8月 当社社外監査役（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

北岡 昭 （きたおか あきら）（1957年8月12日生）

1980年4月 日興証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）入社

1985年9月 赤松税理士事務所入所

1988年9月 中山税理士事務所入所

1992年4月 北岡税理士事務所開設 所長（現任）

2007年8月 当社社外監査役（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

小林 彰裕 (こばやし あきひろ) (1957年12月18日生)

1980年4月 西芝電機株式会社入社  
2003年4月 同社経営企画・情報システム部シニアマネジャー  
2005年4月 同社調達部長  
2008年4月 同社経営戦略部長  
2010年4月 同社制御システム事業部長  
2010年6月 同社取締役 制御システム事業部長  
2013年6月 同社取締役 生産調達担当兼生産調達部長兼回転機事業担当  
2014年6月 東芝産業機器システム株式会社取締役  
2015年6月 同社取締役 生産調達担当兼生産調達部長  
2016年3月 同社取締役 生産調達担当兼発電・産業システム事業ユニット長兼生産調達部長  
2016年4月 同社取締役 発電・産業システム事業ユニット長、関西支社長  
2021年8月 当社社外取締役 (予定)

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定です。

笹尾 佳子 (ささお よしこ) (1960年4月2日生)

1984年4月 株式会社リクルート入社  
2000年4月 株式会社リクルートスタッフイング出向  
2004年4月 同社入社 マーケティングサポート1部部長  
2006年4月 東京電力株式会社入社  
2007年11月 東電パートナーズ株式会社出向 常務取締役  
2012年6月 同社代表取締役社長  
2015年6月 株式会社レオパレス21社外取締役  
2015年6月 シダックスビューティーケアマネジメント株式会社代表取締役社長  
2017年4月 長谷川ホールディングス株式会社 (現 HITOWAホールディングス株式会社) 執行役員  
2017年4月 長谷川ソーシャルワークス株式会社 (現 HITOWAソーシャルワークス株式会社) 代表取締役社長  
2018年5月 日本国土開発株式会社執行役員 働き方改革推進室長  
2019年6月 同社常務執行役員 働き方改革推進室長  
2019年8月 当社社外取締役 (現任)  
2020年4月 日本国土開発株式会社常務執行役員 構造改革推進室人財戦略担当兼働き方改革推進室長  
2021年4月 日本コーポレートガバナンス研究所アドバイザーボード委員 (現任)



2021年6月 日本国土開発株式会社常務執行役員 戦略本部副本部長人財戦略担当兼働き方改革推進室長（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

菅沼 博之（すがぬま ひろゆき）（1953年3月31日生）

1975年4月 本田技研工業株式会社入社

1984年4月 American Honda Motor Co., Inc. 駐在

1997年6月 本田技研工業株式会社国際人事室室長

1998年6月 American Honda Motor Co., Inc. 副社長

2002年4月 株式会社本田技術研究所栃木研究所 取締役所長

2006年4月 日信工業株式会社経営管理本部長

2007年4月 同社取締役常務執行役員

2008年6月 同社常務取締役兼内部監査室長

2014年10月 不二製油株式会社グローバル戦略本部人事総務Divisionアドバイザー

2016年4月 不二製油グループ本社株式会社CFOチームアドバイザー

2018年8月 当社社外監査役（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※上記5氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

以 上

当社の大株主の状況 (2021年5月31日現在)

| 順位 | 株 主 名                   | 持株数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|----|-------------------------|------------|-------------|
| 1  | 株 式 会 社 中 島 産 業         | 975,000    | 16.4        |
| 2  | 光 通 信 株 式 会 社           | 535,200    | 9.0         |
| 3  | 中 島 諒 子                 | 329,500    | 5.5         |
| 4  | 三 機 サ ー ビ ス 従 業 員 持 株 会 | 274,487    | 4.6         |
| 5  | 野 村 證 券 株 式 会 社         | 263,156    | 4.4         |
| 6  | 中 島 薫 子                 | 225,000    | 3.8         |
| 7  | シンメンテホールディングス株式会社       | 180,000    | 3.0         |
| 8  | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 168,300    | 2.8         |
| 9  | 中 島 義 兼                 | 168,050    | 2.8         |
| 10 | 株 式 会 社 兵 庫 機 工         | 150,000    | 2.5         |

(注) 持株比率は自己株式(1,789株)を控除して計算しております。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高価資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株式等の高価売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
7. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

8. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
9. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
10. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
11. その他1. から10. までの準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者<sup>13</sup>、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者<sup>14</sup>、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>15</sup>（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

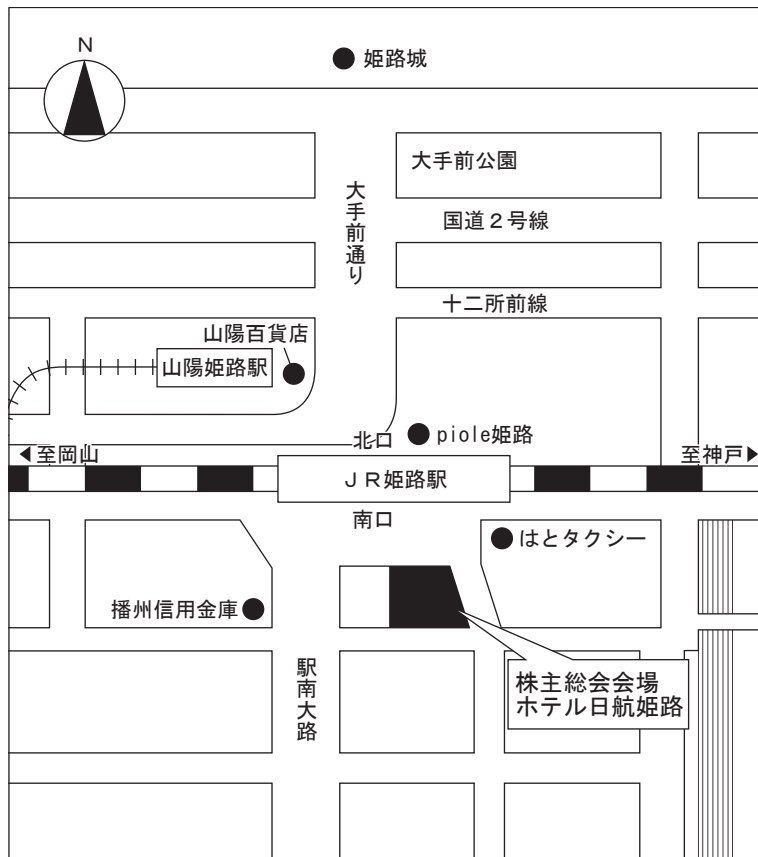
<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じとします。

- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- 8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- 9 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- 10 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。以下同じとします。
- 11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
- 12 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされる者を含みます。以下同じとします。
- 13 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。
- 14 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。
- 15 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：兵庫県姫路市南駅前町100番  
ホテル日航姫路3階 光琳の間  
TEL (079) - 222 - 2231



交通 JR (山陽新幹線・在来線) 姫路駅南口すぐ

